

京都市交響楽団規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第213号

京都市交響楽団規則の一部を改正する規則

京都市交響楽団規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「係長」を「事務係長」に改め、同条を第2条とする。

第4条第6項中「担当課長補佐」の右に「, 係長」を加え、「資料の整理, 保存等に関する事務」を「担当事務」に改め、同条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 交響楽団の庶務に関すること。

第6条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同条を第5条とする。

第7条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「, 係長」を加え、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)